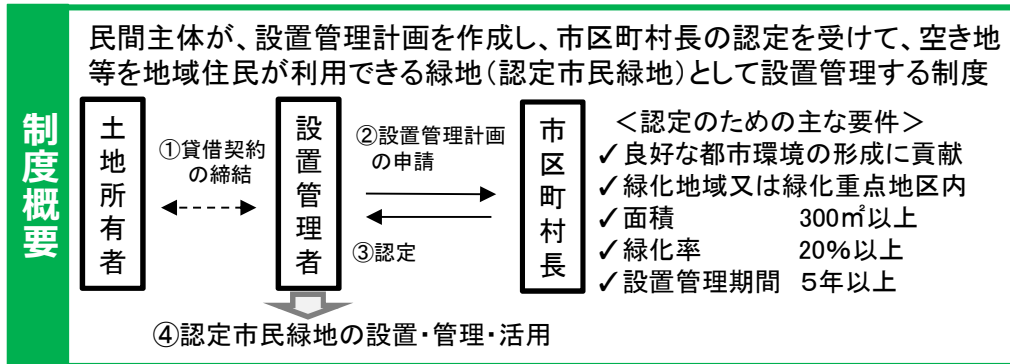




市民緑地認定制度

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

▶ **税制** 空き地や特定の用途の建築物の敷地に設置されるものが対象 (～R5.3月末)、**予算** 都市再生推進法人を支援対象に追加



空き地を地域住民の集う緑地に

まちなかの空き地を地域のイベントなどコミュニティ活動の場として活用。



病院や学校の緑地を公開

病院や学校の敷地内に緑豊かで癒される緑の空間を一般に開放。

市民緑地認定制度に対する支援措置

税制延長 土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
～R5.3月末 【3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)】

- 税制措置要件の概要
- ・みどり法人※1が設置管理する土地(無償貸付又は自己保有に限る)
 - ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が**一定用途※2以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていない**こと。

- ※1)都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
- ※2)住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫

R3年度 植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助
予算拡充 【社交金:市民緑地等整備事業 国費率最大1/3】

- 交付金要件の概要
- ・みどり法人又は**都市再生推進法人**が設置管理計画に基づき実施
 - ・設置管理期間:10年以上
 - ・緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
 - ・緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの

下線赤字が令和3年度改正事項



歴史ある緑地・庭園を公開

古民家の前庭、屋敷林など歴史ある緑地を一般開放し、緑地を保全・活用。



工場の緑地を公開

工場の緑地に散策路等を整備し、市民に親まれる広場として開放。